

お申込前のご確認事項

個人情報の取扱いについて

お申込書に記載頂く情報につきましては、以下の目的で利用致します。

- ・ご加入頂いたサービスの提供、ご契約に基づくサービス提供上必要なお客様へのご連絡
- ・品質改善、サービスの分析・試験、サービスレベル向上を目的とした管理、改善業務

禁止事項

未承諾広告、迷惑メール、スパムメール等、メール受信者がお困りになるメール配信をされた場合など利用約款に反する行為を確認した場合、サービスの停止・解除を行わせて頂く場合がございます。

インターネット環境に関するお客様ご準備事項

- ・インターネットへの接続回線、及びプロバイダ契約
- ・インターネット接続に必要な機器、及び設定(ブロードバンドルータ設定等)
- ・メールを送受信するためのドメイン(ドメインをお持ちで無い場合は別途ご相談下さい)

Outlook 2003をご利用の前提環境

- ・ご利用パソコンのOS(オペレーションシステム)がMicrosoft WindowsR XP Service Pack 1 以上(SP1の場合は、Q331320 修正プログラムの適用が必要となります)

メールサービス by P-BERRYご利用上の制限について

- ・RFCに準拠していないメールアドレスへの送信はできません。

例) @の前にピリオドが入るメールアドレス ○○○○.asp-direct.net

特に携帯メールアドレスなどは任意でメールアドレスを設定できてしまうため、RFCに準拠していないケースがございます。携帯メールアドレスへの送信時にご注意下さい。

- ・SMTP送信にはSMTP認証が必要になります。

P-BERRYでは、お客様のドメイン名称を詐称したメールの送受信を禁止するため、メール送信時に認証を必要としております。メール送信システムがある場合は、システム側でSMTP認証に対応している必要があります。一般的なメールソフトウェアには、SMTP認証は実装されています。

SMTP認証はアカウント単位で必要となります。

- ・サーバーに過大な負荷をかけるご利用方法については事前に通知の上、リソース制限を行わせて頂く場合がございますのでご了承下さい。
- ・送受信できるメールは10MBまでとなります。
- ・メールボックスに設定するパスワードは6文字以上となります。
- ・パスワードを3回以上間違えた場合、10分間アカウントロックがされます。10分間経ってから再度正しいパスワードを入力して下さい。
- ・携帯電話からのアクセスにつきましては、マイクロソフト社にて動作確認済みの機種のみ接続可能となります。詳細はマイクロソフト社ホームページをご確認下さい

その他詳細な事項につきましては、メールサービス by P-BERRY利用約款をご参照下さい。

メールサービス by P-BERRYサービス利用約款

第1条(約款の適用)

本約款は、株式会社ピーエスシー(以下「甲」といいます)が提供するASPサービス(以下「本サービス」といいます)は、このメールサービス by P-BERRYサービス利用約款(以下「約款」といいます)に従って本サービス利用申込者(以下、「乙」という)に提供します。

第2条(用語の定義)

基本サービス:

甲が管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器(以下、「サーバー」という)の全部あるいは記憶装置の1区画領域(区画内にあるASP(Application Service Provider)システムを含む)(以下、「データ領域」という)を、電子メールまたはその他のデータ(以下、「データ」という)の利用のために貸し出し、甲がサーバーの設定及び接続環境を保守・管理し、サーバーの機能を利用する権利を乙に付与するサービス。

付加サービス:

基本サービスにより乙に貸し出されるデータ領域に有償で価値を付加するサービスまたはその他の付加サービス本サービス利用申込者約款に従い、本サービスの提供を受ける法人若しくは団体をいいます。

第3条(本サービスの種類)

(1)本サービスは、基本サービスと付加サービスとの組み合わせ若しくは基本サービスのみで提供されます。

(2)甲は乙の承諾を得ることなく事前の通知なしに約款を変更することがあります。この場合、変更後提供される本サービスの種類、その他の提供条件は、変更後の約款に従うものとします。

(3)データ領域の容量あるいは本サービスで指定されることがある商品数や会員数(以下、「利用容量」という)や転送容量または回線利用量に制限値を設け、それらの利用実績は甲の機器で測定及び収集します。乙がこの制限値を越えて利用してはいけません。また、甲は乙の利用容量が超過していることを通知する義務を負いません。

(4)基本サービスの最低利用数は5アカウントと定めます。

第4条(本サービスの提供)

(1)本サービスを利用しようとするものは、本約款を承認の上、甲所定の手続きに従い、本サービスの加入を申し込み、甲がその加入を認めるときに申し込みが成立します。甲は、本サービスの利用に必要な接続アカウントなどを乙に貸与し本サービスを提供します。次の項目に該当する場合には、甲は申し込みを承諾しないことがあります。

a. 乙の申し込みを承諾した場合に、甲の業務の遂行又は本サービスの提供について著しい支障が生じると

(2)乙は、付加サービス「ドメイン取得・移行代行サービス」を利用している場合に限り、乙の氏名、商号、代表者又は住所等に変更があった場合、申込書の内容について変更が生じた場合、または提供を受けようとするサービスの内容を変更しようとする場合には、甲所定の手続きに従い、変更事項を甲に書面で提出することによって変更が成立するものとします。

第5条(関連機器等)

(1)乙は本サービスを利用するために必要であり、その目的に適合すると甲が確認した通信回線、端末機器、ソフトウェア等(以下「関連機器」といいます。)を自ら導入の上、所定の場所への設置、接続その他の工事を行います。これらの導入及び工事等に要する費用は、すべて乙が負担するものとします。

(2)関連機器の種類、設置場所等、本サービスの利用に関し必要な事項の変更に関連して発生する一切の費用は乙の負担とします。

(3)甲が行った本サービスの高度化、改良またはその他の変更により関連機器の変更等が必要となった場合、乙は自己の費用と責任により関連機器に対する必要な追加もしくは変更及びその工事を行うものとします。

第6条(最低契約期間)

本サービスの最低契約期間は、申し込み成立の日から12ヶ月とします

第7条 (情報の取扱)

- (1)乙は、甲が貸与した接続アカウント(以下「ID」といいます)及びパスワードの管理、使用について責任を持って管理するものとし、第三者に譲渡、貸与、売買、開示、質入れなどすることはできません。
- (2)乙は、当該IDおよびパスワードなどの管理不十分又は第三者の不正使用等に起因するすべての損害につき責任を持つものとし、
- (3)乙は、当該IDおよびパスワードなどが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに甲にその旨を連絡するものとし、
- (4)乙は自己のデータ領域内でなされた一切の行為及びその結果について、当該行為を自己が為したか否かを問わず、一切の責任を負うものとし、
- (5)甲は乙が登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとし、
- (6)乙は、自己のデータ領域内での紛争、または自己の使用するドメイン名に関する紛争等は自己の責任において解決するものとし、甲またはその他の第三者に何らかの被害、または何らの損害等も与えないこととし、
- (7)データが本約款第8条記載の、若しくはそれに準ずる行為と甲が判断したときは、甲は乙の承諾なく甲のサーバー内の該当するデータの全部または一部を削除することができるものとし、
- (8)乙に犯罪の被疑事実があり、裁判官の発する令状により、データが特定され開示するよう求められた場合に、甲は乙の承諾なく当該データの全部または一部を開示することができるものとし、

第8条 (禁止事項)

本サービスにおいて、次の行為は禁止します。

- (1)本サービスの提供を受ける権利を他人に譲渡すること。
- (2)他人の著作権その他権利を侵害する行為。
- (3)他人のIDおよびパスワードなどを不正に使用すること。
- (4)他の利用者または第三者に迷惑、不利益を与える行為、本サービスに支障をきたす虞のある行為、その他甲が不適当としたもの。
- (5)誹謗、中傷、わいせつなど公序良俗に反する行為。
- (6)その他法律に反すると判断される行為。
- (7)有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為
- (8)大量のメール配信など著しく甲のサーバー及びネットワークに対して多大な負荷をかける行為。

第9条 (本サービスの開始)

本サービスの開始は、当該IDおよびパスワードあるいはドメインなどが乙に提供されたとき、あるいは関連機器の動作が確認されサービスの利用が可能となったときをいいます。

第10条 (本サービスの中止)

- (1)甲は次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - a. 本サービスの提供のために必要な設備の保持又は工事上やむを得ないとき。
 - b. 甲が利用する通信回線、電力などの提供に中断が発生したとき。
 - c. 理由の如何を問わずサービスの提供が困難になったとき。
- (2)甲は、前項(1)号の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、事前にその旨を乙に、甲の定める方法で通知します。
但し、緊急時またはやむを得ない場合においてはこの限りではありません。

第11条 (本サービスの停止)

甲は次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を事前の催告をすることなく停止することがあります。

- (1)本契約の申込書の記載内容に虚偽があったとき。
- (2)乙が約款上の乙の義務を怠ったとき。
- (3)本サービスの提供に著しい支障を及ぼすと認められる事情が生じたとき。
- (4)乙が第8条の禁止事項を行ったとき。
- (5)乙が、仮差押、差押、再生手続、破産、会社更生等の申立をし、またはこれを受けたとき
- (6)乙が日本及び他各国で定められた法律に反する行為を行ったとき、若しくは過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき
- (7)乙が第三者に対して迷惑行為を行ったとき、若しくは第三者から乙に対して抗議があったとき
- (8)その他甲がやむを得ないものと認めたとき

第12条 (本サービスの制限)

- (1)甲は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。
- (2)本サービスを利用する乙は、甲の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があったときには、甲は乙へ通知の上、利用を制限することがあります。通知を受けた乙が当該行為を中止しない場合、乙に対して損害賠償請求をすることがあります。

第13条 (本サービスの廃止)

- (1)天災、障害、不測の事故等、甲により復旧が困難と判断された場合、甲は本サービスを廃止または休止することができます。
- (2)甲は、1ヶ月前までに乙に通知することで、甲の都合により本サービスの全部または一部を廃止または休止することができます。
- (3)本サービスの廃止により、乙が損害を被った場合でも、甲は一切の責任を免除されるものとします。

第14条 (乙が行う契約の解除)

- (1)乙が本契約を解除しようとするときは、付加サービス「ドメイン取得・移行代行サービス」を利用している場合に限り、2ヶ月前までに甲に通知することとします。通知が遅延した場合、ドメインの移管が出来ない場合がございます。
- (2)乙が本契約を解除しようとするときは、付加サービス「ドメイン取得・移行代行サービス」「レンタルDNSサービス」契約も解約することとする。

第15条 (甲が行う契約の解除)

- (1)甲は乙が約款に違反し、甲がその是正を催告した後30日以内にかかる違反が是正されない場合には、その契約を解除することができます。また乙が約款に違反し、その違反が甲の業務遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、催告をしないで、その契約を解除することができます。
- (2)第1項に基づく契約の解除に関連して甲が損害を覆った場合には、乙は甲の請求に従い直ちにこれを賠償するものとします。

第16条 (バックアップ)

- (1)甲はサーバーの故障・停止時の復旧の便宜を図るために備えて乙の登録したデータの複写を保管することがあります。
- (2)乙が登録したデータが消失し、若しくは消去されるなどして、乙が不利益を被った場合でも、甲は何らの責任も負わないものとします。

第17条 (乙のデータの権利)

乙が登録したデータの著作権法上の権利について、甲は保護する義務を負わないものとします。

第18条 (甲によるメール等の送付)

甲は、甲が必要と判断するメールやファイルを乙に送付することがあります。この場合、甲が送付したメールが消費する乙のデータ領域やデータ転送料は乙の負担とします。

第19条 (情報の管理)

乙は、本サービスを使用して、受信または送信する情報について、本サービス用設備の故障によるデータの消失を防止するための措置をとるものとします。

第20条 (乙の義務)

- (1)乙は本サービスを利用するにあたり、甲に直接接続する電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管し、甲のサービスの提供に妨げとなる行為をしないこと。
- (2)乙は、乙の要請により甲が行う電気通信設備の設置、廃止、移転又は修理の工事に協力するものとし、かかる工事に関連して乙の機器、その他の工作物にやむをえない限度において与えた損害につき甲を免責するものとします。
- (3)乙は、国内外の諸法令、諸規則を遵守し、従うものとします。

第21条 (サービスに関する障害)

甲は本サービスに必要な設備を維持管理する責任を負います。但し、何らかの理由でサービスの提供に障害が発生した場合(第10条を含む)、可及的速やかに障害を克服するための措置をとることをもって、障害発生時およびサービス停止における甲の責任のすべてとします。また、甲の都合で本サービスを提供できなくなった場合、乙に対して速やかにその旨を通知するものとします。

第22条 (保証)

本サービスの保証に関する事項は別紙A「サービスレベルアグリーメント」に規定します。

第23条 (責任の制限・損害賠償)

- (1)本サービスの可用性に関する事項は、別紙A「サービスレベルアグリーメント」に従うものとします。
- (2)甲の責めに帰すべき事由によらずに本サービスを提供できなかったときは、甲は、一切その責めを負わないものとします。
- (3)甲は、乙が本サービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含む)について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。
- (4)甲は、理由の如何にかかわらず、乙が本サービス用設備のファイルに書き込んだ情報が削除されたことに起因して乙あるいは第三者の損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。
- (5)乙は、本サービスの利用に関連し、他の乙または第三者に対して損害を与えたものとして、他の乙または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を処理するものとし、甲が相手方とされた場合には、その処理費用の負担を含め甲を一切免責し補償するものとします。
- (6)甲はいかなる場合にも以下の損害についての責任を負わないものとします。
 - a. 特別な事情により生じた損害
 - b. 逸失利益
 - c. 乙の情報等の損失により生じた損害
 - d. 第三者からの請求により生じた損害
 - e. 乙の過失により生じた損害
 - f. 乙の責任により導入する関連機器に起因して生じた損害

第24条 (秘密保持)

- (1)甲ならびに乙は本サービスの提供に関して知り得た互いの秘密を第三者に漏洩しないものとします。
- (2)前項の規定は乙の加入契約解除後もその効力を消滅しません。

第25条 (個人情報の利用)

甲は乙より提供された個人情報を以下の目的で利用する場合があります。

- (1)本サービスの乙への提供、その他契約履行に基づく本サービス提供上必要な乙への連絡
- (2)乙に対する品質改善、本サービスの分析・試験、本サービス向上を目的とした改善業務による連絡

第26条 (著作権)

- (1)別段の定めのない限り、甲の提供するサービスに関する各コンテンツの著作権その他の知的財産権は甲あるいは各コンテンツの主権者に帰属するものとし、また各コンテンツの集合体としての本サービスの著作権、その他の知的財産権は甲に帰属するものとします。
- (2)乙は、本サービスの利用により享受される著作物を、著作権法その他の法律で許された範囲内でのみ使用するものとします。乙が著作物の使用、改変、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、若しくは他人の著作権を侵害した場合には、乙がその責めを負うものとし、甲がかかる違反若しくは侵害により損害を被り、若しくは被るおそれがあるときは、甲を防御、免責、補償するものとします。

第27条 (通信事業者及び接続業者)

乙は、本サービスを利用する為に任意の通信事業者ならびにインターネット接続業者と契約するものとし、甲は、通信事業者若しくは接続業者の責めに帰すべき事由で本サービスの提供が妨げられたとしても、一切その責めを負いません。

第28条（免責）

甲が乙に対して負う責任は、本約款23条に規定するものがすべてであり、これを超えて、乙が本サービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失にかかる損害、財産的損害、信用損害その他一切の損害について、甲は理由の如何を問わず責任を負わないものとします。

第29条（代理店の変更）

代理店を介して契約した乙は、当該代理店が甲の代理店としての権利を消失した場合、乙の取引勘定を甲又は別の代理店に移行しなければならない場合があります。

第30条（合意管轄）

本約款に関して生じた紛争については、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

別紙A

サービスレベルアグリーメント

本サービスレベルアグリーメント(以下「本SLA」という)は、株式会社ピーエスシー(以下「甲」という)が提供する「メールサービス by P-BERRY」サービス(以下「本サービス」という)を利用するお客様(以下「乙」という)に適用される。

第1条 (サービス品質)

本SLAでは、一定の稼働率を甲が規定したサービスレベルを満たさない場合、稼働率に応じて、1ヶ月1回を限度として利用料金を返還する。稼働率とは、本サービスにおいて、HTTPSを利用してアクセスできるかどうかを1ヶ月間単位で測定し、アクセス可能な時間をパーセントで表したものである。この数値は、本サービスのインフラを供給する甲が測定し、決定するものとする。また応答(レスポンス)速度の遅いことは、利用ができない状態に該当せず、甲は、応答速度の遅さに対して一切責任を負いません。

品質保証値	返還率
100% ~ 99.7%	0%
99.6% ~ 95%	5%
95% ~ 90%	10%
90%以下	50%

第2条 (料金返還)

E/Uが料金返還を求める場合には、E/Uからの請求書に対して甲は返金する。問題が発生した日から10営業日以内に甲に到着するように送付するものとする。料金返済の対象はE/Uの購入価格とする。本SLAの規定にかかわらず、該当月における顧客に対する返還額の合計は、該当するサービスに対してE/Uが支払うその月の料金の合計額を超えないものとする。サービスに対して甲がE/Uに請求・徴収した税金は返還処理しないものとする。

第3条 (例外事項)

本サービスが、以下の要因によって生じた場合やそれらの要因と関連し稼働率が品質保証値を満たすことができない場合は、乙は本SLAで定める料金の返還を受け取ることができないものとする。

(1) 甲または関連するインフラ供給会社が適切に管理できない状況が発生した場合。政府機関による決定事項、戦争、破壊活動、武力闘争、輸出入禁止令、火災、洪水、ストライキなど労働者の騒乱、通信手段や第三者のサービスの障害・停止・遅延、ウイルスによる攻撃、第三者製のソフトウェアの不具合、本SLAを遵守するために必要とされる原材料、補給品、電源、機器を確保できない事態などを含むが、これらに限定しないものとする。

(2) セキュリティパッチの適用などの定期保守、緊急保守、アップグレード。

(3) ドメイン情報の変更等の伴うDNSサーバーのプロパゲーションなど甲が直接管理できないDNS関連の問題。また本サービスがアクセス可能であるにも関わらず、ブラウザやDNSのキャッシュによってアクセスできないように見えてしまう場合など、本サービスへのアクセスを妨げるようなインターネット上の障害。

(4) 測定システムの障害やエラーにより、誤ったSLA違反が報告された場合。

(5) 本サービス外その他メールサーバーとの送受信に関する遅延及び配信不能。セキュリティポリシーの不一致、該当メールサーバーの仕様など、本サービスに起因しない電子メールのやりとりに関する問題。